

議案第 12 号

令和7年度七飯町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度七飯町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	12,300戸
(2) 年間総有収水量	2,570,000m ³
(3) 一日平均配水量	10,200m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア. 水道施設整備事業	133,000千円
イ. 管路整備事業	306,020千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	630,450千円
第1項 営業収益	532,092千円
第2項 営業外収益	98,358千円
	支 出
第1款 水道事業費用	499,850千円
第1項 営業費用	457,844千円
第2項 営業外費用	41,231千円
第3項 特別損失	175千円
第4項 予備費	600千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 191,604千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 43,960千円、過年度分損益勘定留保資金 111,706千円及び当年度分損益勘定留保資金 35,938千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	436,253千円
第1項 企業債	410,200千円
第2項 負担金等	26,053千円

支 出

第1款 資本的支出	627,857千円
第1項 建設改良費	484,096千円
第2項 企業債償還金	142,361千円
第3項 予備費	1,400千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良 費	本町地区老朽管布設替工事 その2 (町道本町28号)	35,992千円	令和6年度	5,290千円
				令和7年度	30,702千円
		大川地区老朽管布設替工事 その2 (町道大川17号)	22,100千円	令和6年度	5,970千円
				令和7年度	16,130千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
取替用量水器購入代	令和7年度から 令和8年度まで	53,010千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
七飯地区第2配水池外耐震診断事業	33,000	普通貸借 又は 証券発行	3 % 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合
七飯地区第2配水池テレメータ更新事業	13,800			

鳴川第1水源深井戸ポンプ更新事業	6,100
鳴川第2水源テレメータ更新事業	13,800
藤城第1管理棟ポンプ井水位計更新事業	3,000
藤城第2配水池水位計更新事業	1,700
藤城第3管理棟テレメータ更新事業	13,800
大沼第1水源取水ポンプ更新事業	2,100
軍川第1管理棟テレメータ更新事業	31,300
軍川第2管理棟テレメータ更新事業	13,800
七飯地区第1水源第2水管橋更新事業	14,000
七飯地区第1水源導水管耐震化事業	15,000
本町地区老朽管布設替事業	33,600
鳴川地区老朽管布設替事業	23,100
緑町地区老朽管布設替事業	7,100
大中山地区老朽管布設替事業	27,700
大川地区老朽管布設替事業	73,800
道道大野大中山線改良工事に伴う水道管移設事業	4,200
道道七飯大野線改良工事に伴う水道管移設事業	700
藤城地区送水管耐震化事業	39,400

にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

峠下地区町道改良工事に伴う水道管移設事業	3,100		
大沼地区老朽管布設替事業	29,500		
東大沼地区老朽管布設替事業	3,000		
北海道縦貫自動車道工事に伴う水道管移設事業	3,600		

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 56,665千円

(2) 賞与引当金繰入額 4,994千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、330千円と定める。

令和7年3月3日提出

七飯町長 杉原 太